

浸水被害等災害対策の抜本的強化を求める意見書

8月から9月にかけて、広島土砂災害を初めとして、日本各地で大雨による被害が相次いだ。

高知県においては、台風第12号・11号により、全壊4棟、床上浸水728棟など2,000棟を超える住宅被害、また、道路や河川など公共土木施設等被害や農業などの経済被害など、甚大な被害を受けた。高知市鏡地域や大豊町では、複数世帯が長期の避難生活を強いられている。

いかなる災害が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること、②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興の4点を達成することが、国土強靱化の基本目標でも定められている。

近年、集中豪雨などが増加し、被害が深刻化する状況が続いており、この基本目標に鑑み、防災、災害復旧の面で、抜本的な対策を講ずることが重要になっている。

よって、国におかれては、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 被災者生活再建支援法の対象世帯を、災害救助法が適用されていない地域、市町村にも拡大すること。
- 2 民有地・住家に流入した土砂の撤去に対しても公的な支援を行うこと。
- 3 長期避難に対して、居住費などの公的な支援制度を設けること。
- 4 集中豪雨により排水機能の強化が求められており、内水排除施設の整備や機能向上などに対して、抜本的な増強対策を実施すること。
- 5 浸水被害を防止・減災するために、新たな交付金制度の創設や、緊急防災・減災事業債の恒久化を初めとする起債制度の拡充も含め、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜田英宏

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣 (防災)

} 様